

臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるETCシステム利用規程

（目的）

第1条 この利用規程は、広島高速道路公社（以下「公社」といいます。）が、広島県（以下「県」といいます。）から県が管理する臨港道路海田大橋の料金收受業務を受託し、「有料道路自動料金收受システム」を使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路料金收受システム（以下、「ETCシステム」という。）を使用して、広島県港湾施設管理条例（昭和28年条例第36号）第5条第1項に規定する臨港道路海田大橋の通行料を徴収するにあたり、周知すべき事項を定めたものです。

（規程の準用）

第2条 臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるETCシステムの利用にあたっては、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCシステム利用規程（平成18年10月23日付官報）（以下「ETCシステム利用規程」という。）を準用するものとし、この場合において、ETCシステム利用規程中「ETCシステム取扱道路管理者」とあるのは「広島高速道路公社」と読み替えるものとします。また、ETCシステム利用規程が改定されたときは、改定されたものを適用します。

附則

この規程は、平成22年4月26日から施行する。

臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるE T Cシステム利用規程実施細則

（目的）

第1条 この実施細則は、臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるE T Cシステム利用規程に基づき、E T Cシステムの利用に関して必要な事項を定めたものです。

（実施細則の準用）

第2条 臨港道路海田大橋（海田料金所）におけるE T Cシステムの利用にあたっては、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cシステム利用規程実施細則（平成22年4月26日）（以下「E T Cシステム利用規程実施細則」という。）を準用するものとし、この場合において、臨港道路海田大橋は、広島高速道路公社が管理する有料道路に含むものとして取扱うこととします。また、E T Cシステム利用規程実施細則が改定されたときは、改定されたものを適用します。

附則

この実施細則は、平成22年4月26日から施行する。